

○杉戸町町税に関する証明書の交付請求等における本人確認事務取扱要綱

平成 24 年 3 月 30 日

告示第 46 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日告示第 46 号

平成 24 年 6 月 27 日告示第 117 号

平成 27 年 12 月 22 日告示第 236 号

令和 6 年 11 月 18 日告示第 229 号

令和 7 年 3 月 14 日告示第 62 号

(目的)

第 1 条 この告示は、町税に関する証明書の交付請求及び閲覧の申請等を行う者(代理人及び使用者を含む。以下、「請求者等」という。)が本人であることを確認することにより、第三者からの偽りその他不正な目的による請求及び申請を防止し、もって当該事務の適正な執行を確保するとともに町民の個人情報の保護を図ることを目的とする。

(本人確認の対象となる事務の範囲)

第 2 条 本人確認の対象となる交付請求及び申請等の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人住民税に関する証明書の交付請求
- (2) 固定資産税に関する証明書の交付請求及び固定資産に関する台帳等の閲覧
- (3) 納税証明書(車検用の軽自動車税納税証明書を除く。)の交付請求
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町税に関し町長が書面により証明する必要があると認めるものの交付請求

(本人確認の方法)

第 3 条 本人確認は、氏名等が記載されている次の書類(以下、「身分証明書等」という。)の(1)又は(2)の方法により提示を求めることにより行うものとする。

- (1) 官公署が発行した本人の顔写真が貼付された別表 1 に掲げる身分証明書等

(有効期限内のもので、写真に割印若しくは浮出しプレスにより証印したもの又は特殊加工等改ざん防止がなされているものに限る。) 1 点

- (2) 別表 2 又は 3 のうち異なるもの 2 点

2 第 1 項の場合において、請求者等が身分証明書等を持参していないとき、又は提示された身分証明書等で本人確認が困難なときは、本人であれば当然に知り得ると認められる事項の質問への返答又は当該本人を承知している町職員による現認により、これに代えることができるものとする。

- 3 前項の規定により質問を行う場合においては、本人のプライバシーを侵害することがないように、十分に配慮しなければならない。

(郵送による交付請求の本人確認の方法)

第 4 条 郵送による町税に関する証明書の交付請求における本人確認については、第 3 条第 1 項第 1 号に規定する身分証明書等の写しを添付させることにより行うものとする。ただし、やむを得ない事情により第 3 条第 1 項第 1 号に規定する身分証明書等の写しを添付することができないときは、第 3 条第 1 項第 2 号に規定する身分証明書等のうち異なるもの 2 点の写し及び電話による本人確認を行うものとする。

(本人確認の記録)

第 5 条 町職員は、第 3 条の規定により本人確認を行ったときは、その結果の記録について、証明書の交付請求書又は閲覧の申請書等の欄外に適宜記載するものとする。

(交付請求又は申請等の拒否)

第 6 条 町長は、請求者等が次の各号のいずれかに該当したときは、当該請求者等の交付請求を拒否するものとする。

(1) 第 3 条及び第 4 条に規定する本人確認を拒否したとき。

(2) 第 3 条及び第 4 条に規定する本人確認を実施した結果、当該請求者等が本人であることが確認できないとき。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 27 日告示第 117 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 22 日告示第 236 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 11 月 18 日告示第 229 号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に発行されている健康保険の被保険者証による本人確認については、当該被保険者証の有効期限が経過するまでの間(当該有効期限の末日が令和 7 年 12 月 2 日以後であるときは、同月 1 日までの間)、なお従前の例による。

附 則(令和 7 年 3 月 14 日告示第 62 号)

この告示は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

請求者等の本人確認を行う身分証明書等の例示

1 法令の規定により官公署が発行した身分証明書等で、本人の写真が貼付されたもの

- (1) 運転免許証(国際運転免許証、外国運転免許証)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 個人番号カード
- (4) 海技免状
- (5) 電気工事士免状
- (6) 無線従事者免状
- (7) 動力車操縦者運転免許証
- (8) 運行管理技術検定合格証明書
- (9) 猟銃又は空気銃所持許可証
- (10) 特種電気工事資格者認定証
- (11) 認定電気工事従事者認定証
- (12) 耐空検査員の証
- (13) 航空従事者技能証明書
- (14) 宅地建物取引主任者証
- (15) 船員手帳
- (16) 戦傷病者手帳
- (17) 教官資格認定証
- (18) 検定合格証
- (19) 身体障害者手帳
- (20) 在留カード又は特別永住者証明書
- (21) 官公署(独立行政法人及び特殊法人を含む。)がその職員に対して発行した身分証明書又はこれらと同等の書類(顔写真、氏名並びに生年月日のあるもの)

2 法令の規定により官公署等(健康保険組合、学校その他官公署に準ずると認められるものを含む。)が発行した書面で、通常本人が保有していると認められるもの。

- (1) 資格確認書
- (2) 介護保険被保険者証
- (3) 特別医療費受給資格証
- (4) 児童扶養手当証書

- (5) 各種年金証書
- (6) 生活保護受給証明書
- (7) 納税通知書
- (8) 源泉徴収票

3 前2項に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類で、通常本人が保有していると思われるもの。

- (1) クレジットカード
- (2) キャッシュカード
- (3) 預(貯)金通帳
- (4) 税金又は公共料金の領収書
- (5) 社員証又は学生証(本人の写真が貼付されたもの)
- (6) 診察券
- (7) 不動産賃貸契約書